

消防団員募集

大切な人とこの町を
火災等の災害から守る

肝付町消防団では、地域に密着し、一緒に大切な人とこの町を火災等の災害から守ってくれる若い力を募集しています。消防団の区域内に居住又は勤務する18歳以上の健康な方で、若いとの自覚があれば年齢上限なしで応募できます。

消防団で身につけた知識や技術は、災害現場以外でもきっと役に立ちます。今こそ、あなたの力が必要です。消防団員として、私たちの大切な街、肝付町と一緒に守っていきませんか。

消防団員のメリット(資格等の優遇措置)

一定の要件を満たす消防団員が資格を取得する場合、いろいろな資格試験で科目の一部が免除されるなどの優遇措置があります。

【危険物取扱者(丙種)】

- ・消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち基礎教育又は専科教育の警防科を終了した者
- ・免除内容：試験科目のうち「燃焼及び消火に関する基礎知識」が免除

【消防設備士(乙種第5類、乙種第6類)】

- ・消防団員として5年以上勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した者
- ・免除内容：実技試験のすべてと筆記試験のうち「基礎的知識」が免除

【防火対象物点検資格者】

- ・消防団員として8年以上の経験を有する者
- ・免除内容：講習科目のうち「防火管理の意義及び制度」の受講が免除

【防火管理者】

- ・消防団員として3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあった者
- ・免除内容：防火管理者講習の受講が不要

【防災管理者】

- ・消防団員として3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあった者
- ・免除内容：防災管理者講習の受講が不要

【防災士】

- ・分団長以上の階級にある(あった)者
- ・免除内容：「防災士養成研修」の履修証明、「防災士資格取得試験」の受験及び合格証明、救急救命講習(普通救命講習等)の履修証明

肝付町消防団の活動についてYouTubeでも紹介しています!



消防団活動に興味・関心をお持ちの方は、肝付町役場総務課・消防交通係にご連絡ください。

☎ 0994(65)2511

FAX0994(65)2521